

概要版

第2期 勝浦市子ども・ 子育て支援事業計画

～明るく元気な子どもと笑顔があふれるまち～

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月
勝浦市

» 計画の背景

- 本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。
- 国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。
- こうした流れを踏まえ、本市では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

» 計画の位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとします。
- 本市全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、上位計画である「勝浦市総合計画」や、福祉部門のその他関連計画との整合、連携を図るものとします。

» 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

» 本市の子ども・子育て施策の方向性

- 「勝浦市総合計画」では、目指す将来都市像である「海と緑と人がともに歩むまち “元気いっぱい かつうら”」の実現に向けた施策を推進するにあたり、子ども子育て施策について、次の通り記載されています。

若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、「勝浦市次世代育成支援行動計画」に基づき、保育時間の延長や一時預かり、学童保育の充実に努めるとともに、保護者の子育てに関するさまざまな不安を解消することができるよう、育児相談や育児講座などの充実にも努めます。

また、中学校修了前までの子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るほか、就学前児童数の動向や津波災害などを考慮し、保護者の理解を得ながら、保育施設の再編・整備を推進し、保育環境・サービスの充実にも努めます。

あわせて、子どもが豊かな自然のなかで健康に伸び伸びと育つよう、家庭や地域が一体となって子育てに取り組むことができる体制づくりを推進します。

» 計画の基本理念



明るく元気な子どもと笑顔があふれるまち

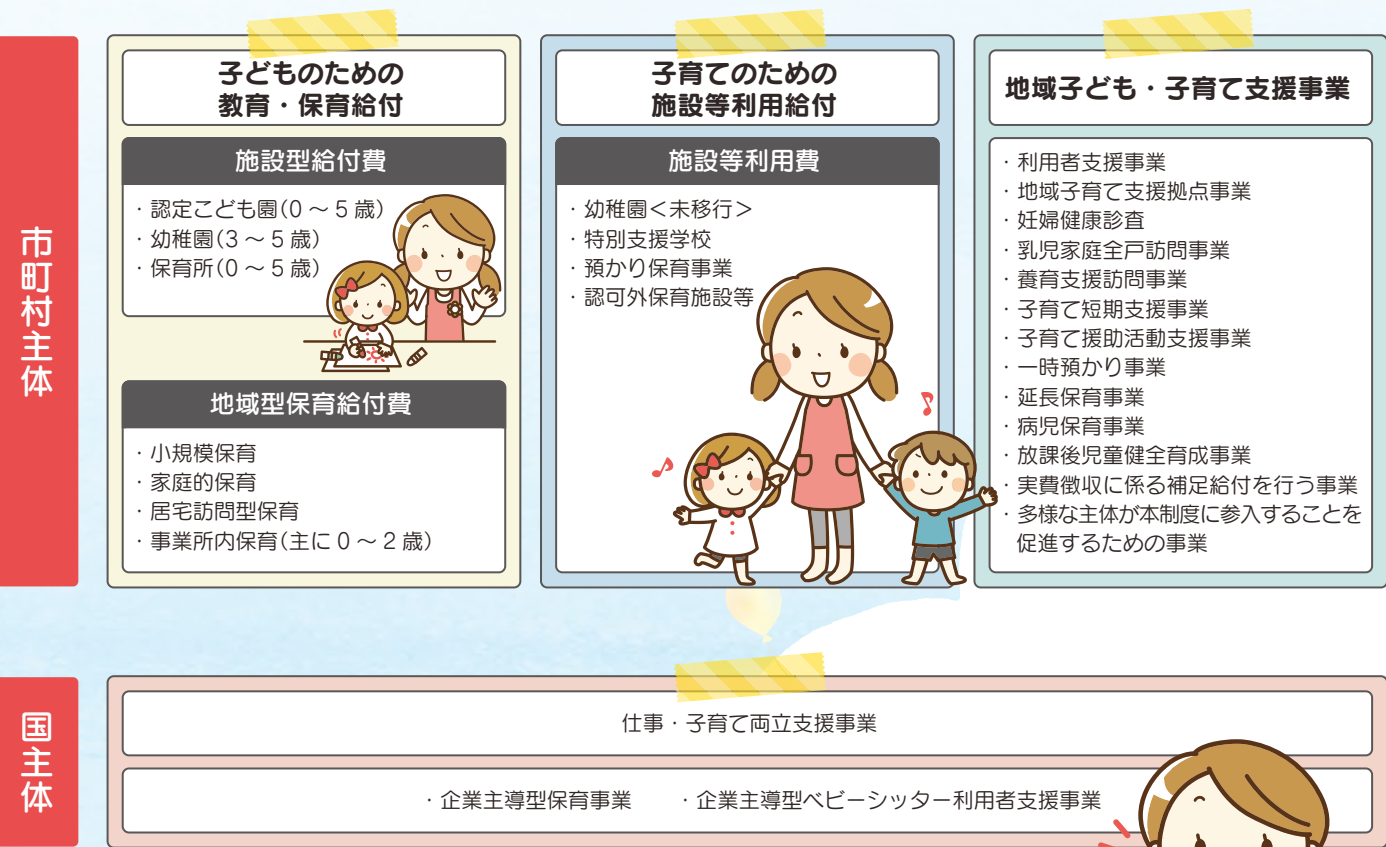
- 本市では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができるよう、子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指しています。
- 本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。



子ども・子育て支援新制度の概要

- 子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と、小規模保育所等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」(平成 28 年に創設)により構成されます。
- この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、こども園・保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組みます。
- 本市では、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を次の 1 区域と設定します。

子ども・子育て支援新制度の全体像



教育・保育の見込量と確保方策

- 市内では平成 31 年 4 月 1 日現在で、公立幼稚園 1 か所、公立保育所 3 か所、事業所内保育施設 2 か所において事業を実施しています。
- 令和 2 年 1 月からは、勝浦幼稚園と中央保育所が勝浦こども園(幼保連携型認定こども園)として整備されています。
- 計画初年度及び計画最終年度の量の見込みと確保の内容は次のとおりです。

令和2年度

	A 量の見込み(人)	確保方策(人)			B-A 差
		教育・保育施設	地域型保育事業	B 合計	
1号認定(3～5歳)	5	15	—	15	10
2号認定(3～5歳)	190	280	—	280	90
3号認定(0歳)	15	20	—	20	5
3号認定(1・2歳)	82	85	—	85	3
合 計	292	400	—	400	108



令和6年度

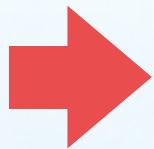
	A 量の見込み(人)	確保方策(人)			B-A 差
		教育・保育施設	地域型保育事業	B 合計	
1号認定(3～5歳)	3	15	—	15	12
2号認定(3～5歳)	125	280	—	280	155
3号認定(0歳)	10	20	—	20	10
3号認定(1・2歳)	64	85	—	85	21
合 計	202	400	—	400	198

※保育の必要性の認定について
1号認定(教育標準時間認定): 保育の必要性なし(教育を受けたい)
2号認定(満3歳以上・保育認定): 保育の必要性あり(保育を受けたい)
3号認定(満3歳未満・保育認定): 保育の必要性あり(保育を受けたい)

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

○地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、本市では次の事業を実施します。

事業	項目	単位	令和2年度	令和6年度
利用者支援事業(基本型・特定型)	実施か所	か所	2	2
利用者支援事業(母子保健型)	実施か所	か所	1	1
地域子育て支援拠点事業	見込量	人回	5,232	4,056
	実施か所	か所	2	2
妊婦健康診査	見込量	人	51	37
乳児家庭全戸訪問事業	見込量	人	51	48
養育支援訪問事業	見込量	人	5	4
一時預かり事業	見込量	人	625	432
	確保方策	人	870	870
		か所	1	1
病児保育事業	見込量	人	151	106
	確保方策	人	720	720
		か所	1	1
放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)	見込量	人	211	189
	確保方策	人	270	280
		か所	6	6



子ども・子育て支援施策の展開

1 地域における子育て支援が広がる勝浦市

きめ細かい保育サービスで、保護者の負担軽減を図り、行政、住民、関係団体等による一体的な子育て支援を目指します。

施策展開	主な事業
(1)子育て支援サービスの充実	●子育て支援相談窓口事業 ●地域子育て支援拠点事業
(2)保育サービスの充実	●通常保育事業 ●乳児保育促進
(3)地域の子育て支援ネットワークの整備	●福祉・保健・介護に関する総合相談窓口の充実 ●子どもの見守り体制の強化
(4)児童の居場所づくり、児童健全育成の支援	●放課後児童健全育成事業 ●児童館事業の推進

2 子育て家庭の健康を守る勝浦市

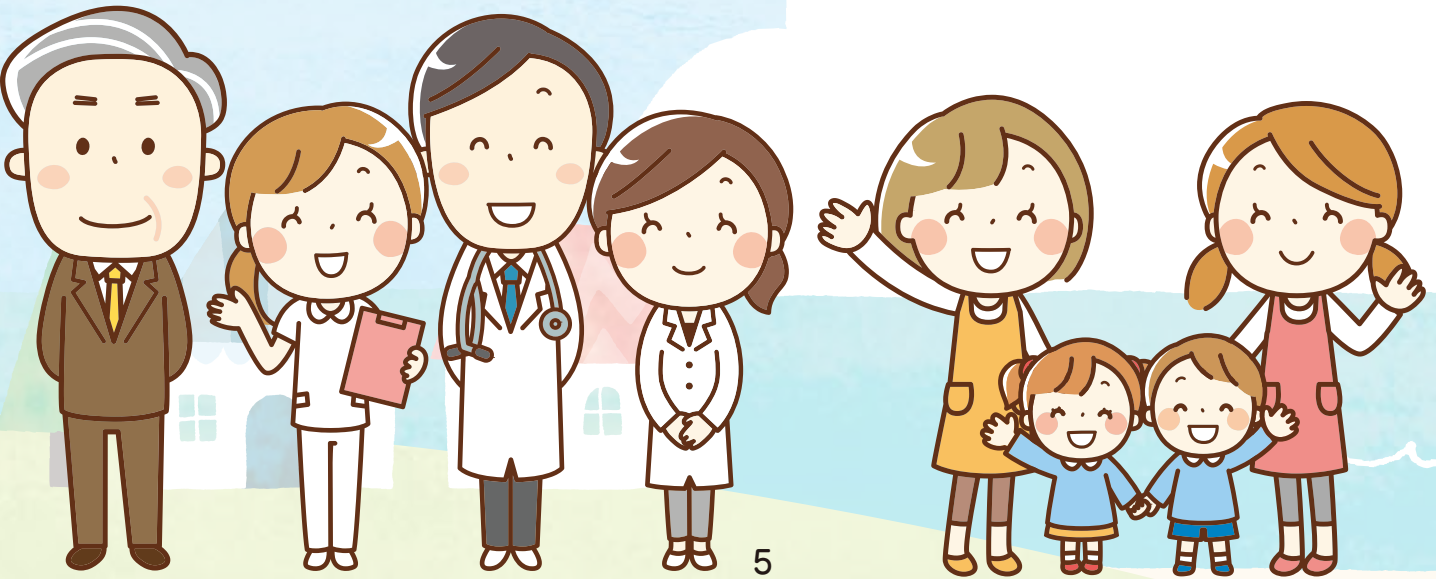
安心して生み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実施し、子育て家庭の健康を守ります。

施策展開	主な事業
(1)子どもと母親の健康の確保	●教育・相談事業 ●健診・予防医療体制の充実
(2)食育の推進	●食育の推進 ●学校給食における地産・地消の推進
(3)小児医療体制の充実	●小児医療体制の充実促進 ●小児救急医療の充実

3 生きる力と学ぶ喜びが育まれる勝浦市

就学前教育や学校教育を充実し、郷土への誇りと人を思いやる優しさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を持った子どもたちの育成を図ります。

施策展開	主な事業
(1)学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携	●特色ある学校教育推進事業 ●不登校やいじめ等への対応
(2)生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興	●家庭教育学級 ●地域学校協働活動事業



4 » 子どもが安心してのびのび育つ勝浦市

公園や道路等の生活環境が整備された中で、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることなく、安全に安心して、のびのび育つまちを目指します。

施策展開	主な事業
(1)良好な住宅・居住環境の確保	● 優先入居制度の活用 ● バリアフリーとユニバーサルデザインの推進
(2)安全な交通環境の整備	● 交通安全対策事業 ● 交通安全施設整備事業
(3)安全対策等の推進	● 防犯灯設置事業 ● 子どもに配慮した防災対策の推進
(4)就業形態・働き方の見直し	● 男女共同参画計画の推進 ● 女性の再雇用に対する事業所への啓発

5 » 支援が必要な家庭とともに歩む勝浦市

ひとり親家庭や共働き家庭、多様な困難を抱えた家庭等における児童の健全な育成を図るとともに、様々な補助金や手当、基金等によりそれらの家庭を支えます。

施策展開	主な事業
(1)児童虐待防止対策の充実	● 児童虐待防止のためのネットワークの強化 ● 児童の適正な保護の促進
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	● 児童扶養手当支給事業 ● ひとり親家庭等医療費助成事業
(3)障害児施策の充実	● 障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育 ● 障害児保育・特別支援教育の充実

概要版

第2期 勝浦市 子ども・子育て支援事業計画

〔発行〕 勝浦市
〔編集〕 勝浦市 福祉課

〔発行年月日〕 令和2年3月

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1

TEL (0470) 73-6618(直通)

ホームページ: <https://www.city.katsuura.lg.jp/>

